

知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ  
(昭和59年2月策定)

1. 規制の目的

貴重な植物群落や各種野生鳥獣の生育地である知床岬一带の自然景観を保護するため、レクリエーション目的の立ち入りを抑制する。

2. 規制の対象

一般観光客等のレクリエーション目的の立ち入りを対象とするものとし、行政機関の用務に伴う立ち入り・漁業に伴う立ち入りは規制対象に含めないものとする。また、教育・研究のための立ち入りについては、個別の事例ごとに取扱いを検討することとする。

3. 規制の範囲

知床岬先端部の国立公園特別保護地区及び第1種特別地域内とする。

4. 規制の内容

- (1) 遊魚船による知床岬地区への上陸利用は、関係法令上の取扱いをふまえ、認めないものとする。
- (2) 陸路からの知床岬地区への入り込みについては、登山者が主体であり、当面禁止措置はとらないものとするが、ルートの危険性や漁船等への便乗が禁じられている点について、周知を図り、安易な入り込みを極力抑制するものとする。

5. 指導方法

(1) 問い合わせ等への対応

4に基づき指導する。

陸路からの入り込みについては、危険性・漁船等への便乗禁止について説明し、極力立ち入りを控えるよう指導するものとするが、なお、希望する者には、国有林入林手続きを行うよう指導する。

また、雑誌等における入り込みルートの紹介については極力さし控えるよう対処する。

(2) 標識設置

次の4ヶ所に、利用規制内容を示す標識を設置するものとする。

斜里側：知床岬文吉湾及びアブラコ湾

羅臼側：相泊及びカモイウンベ

《関係機関》

- ・斜里営林署（現在、網走南部森林管理署）
- ・標津営林署（現在、根釧東部森林管理署）
- ・網走海上保安署
- ・羅臼海上保安署
- ・網走支庁
- ・根室支庁
- ・斜里町
- ・羅臼町
- ・ウトロ漁業協同組合
- ・知床国立公園管理官事務所（現在、ウトロ自然保護官事務所及び羅臼自然保護官事務所）